

事業者の皆さんへ

感染症予防対策にかかった費用を補助します

6月1日(火)から受付開始! 「感染症予防対策支援補助金」

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業者の皆さんには、安全な労働環境の確保や「新しい生活様式」に沿った事業の継続が求められています。村では、村内の中小企業や個人事業主を対象に、村内の店舗等で使用する感染症予防のための衛生消耗品や機器の購入・リース、感染症予防対策工事の費用に対し、支援を行います。



要件▼ 村内に店舗、事務所、工場がある中小企業者または個人事業主(村外に居住する方も対象)で▽「いばらきアマビエちゃん」の事業者登録をし、「感染症予防対策宣誓書」を掲示している▽村税に未納がない——を満たす事業者 ※副業(営業収入よりも給与収入が多い場合)等は対象外となります。

補助額▼ かかった費用の全額(上限10万円/事業者)

補助内容▼ 感染症予防対策のための衛生消耗品・機器等の購入や賃借、工事等で、令和3年4月1日から9月30日(木)までに支払い済みのものについて、補助します。

その他▼ 予算に達し次第終了となりますので、お早めに申し込みください。

申し込み・問い合わせ▼ 6月1日(火)から10月20日(水)までに、郵送または産業政策課申請書受付ボックス^{とうかん}投函により、産業政策課産業政策推進担当(役場行政棟2階 〒319-1192 東海3-7-1 ☎282-1711 内線1269)へ申し込みください。※対象となる物品や工事など詳細は、お問い合わせいただくか、村公式ホームページをご覧ください。

6月30日(水)まで! スマホ決済で村内のお店を応援しよう 最大30%戻ってくるキャンペーン!

村では、5月1日から6月30日(水)までの期間、対象店舗での買い物等の際に、スマホ決済(PayPay)で支払いをすると最大30パーセントのポイントが還元される「キャッシュレス決済ポイント還元事業」を実施しています。「新しい生活様式」に沿ったキャッシュレスの推進等で、消費を喚起するほか、感染症の影響を受けた事業者を支援します。この機会にぜひご利用ください。

【問い合わせ】産業政策課産業政策推進担当(☎282-1711 内線1269)

キャンペーン期間

6月30日(水)まで

参加方法

スマホ決済アプリ「PayPay」アプリを登録し、アプリで支払う

対象店舗

村内のPayPay加盟店のうち、村とPayPayが対象として指定した中小・小規模事業者 ※参加店舗は、キャンペーンのチラシまたは、のぼり(右)が目印です。

ポイント還元について

支払いに対し、30パーセントのポイントが還元されます。ただし、1,000ポイント/1会計、1万ポイント/月を上限とします。

